



Q&A 【PFSの実施体制】

Q) 中間支援組織、第三者評価機関とは何か。

- ✓ 中間支援組織とは、**地方公共団体やサービス提供者との事業関係者**の間の調整や、**案件形成を実施する役割**を担うもので、**先行事例では、コンサルティング会社等**が担っています。
- ✓ 第三者評価機関とは、**成果指標の測定やアウトカム評価のほか、事業活動の有効性等について、第三者の立場から評価する役割**を担うもので、**大学や研究機関等、または事業内容に関連の深い住民や業界の代表や専門家等で構成する委員会を設置する場合**等があります。

Q) 中間支援組織、第三者評価機関を設置するメリットは何か。

- ✓ 中間支援組織は、PFS導入実績のない地方公共団体の案件組成を容易にするほか、事業開始後のモニタリング実施時では、**第三者的な立場で地方公共団体、民間事業者への助言等を実施**することから、**両者のスムーズな合意形成を促すこと**につながります。
- ✓ 第三者評価機関は、事業の評価を行うことで、**事業の透明性の確保や事業結果等について住民への説明責任を果たすこと**につながります。



Q) 民間事業者、中間支援組織、第三者評価機関を内閣府に紹介してもらうことはできるか。

- ✓ 民間事業者が持つ社会課題の解決のためのノウハウ(シーズ)について随時募集しており、内閣府PFS室ポータルサイトに**シーズリスト**を掲載しています。
 - シーズリスト <https://www8.cao.go.jp/pfs/needsseeds.html>
- ✓ また、内閣府PFS室ポータルサイトの事例集には、実際に支援を実施した中間支援組織や第三者評価機関の情報も掲載しています。
 - 事例集 <https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>